

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

			労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれかに加入)	年金保険
法 人	1人～	常用労働者	雇用保険※1	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※2 	厚生年金
	－	日雇労働者	日雇雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険(事業主負担なし) ・協会けんぽ(日雇特例被保険者)※2 	国民年金
	－	役員等	－	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※2 	厚生年金
個 人 事 業 主	5人～	常用労働者	雇用保険※1	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※2 	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※1	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金
	－	日雇労働者	日雇雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険(事業主負担なし) ・協会けんぽ(日雇特例被保険者)※2 	国民年金
	－	事業主、一人親方	－	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

 :事業主負担がある部分  :事業主負担がない部分